

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

事業概要

- ✓ 主に欧米を中心とする文化関心層の知的好奇心を満たし、佐賀の陶磁器文化が有する本質的価値を体感できる宿泊施設の整備に取り組む事業者を募集するもの。
(県と共同で文化庁へ補助金を申請)

ARITAプロジェクトで目指す宿泊施設の姿

ARITA Aritisan Hotelーアリタアルチザンホテル(仮) (コンセプト)

- ・Aritisan＝作り手・職人。陶磁器産業を支える人々に着目し、作り手の思想や制作工程、歴史、暮らしといった背景が理解できる宿泊体験を提供する施設。
- ・主に欧米を中心とする文化関心層の中でも、高付加価値旅行者の方がターゲット
- ・単なる宿泊機能だけではなく、佐賀の陶磁器文化の価値に触れる「文化体験」を一体として整備された宿泊施設
- ・ARITA全体のブランド向上に寄与する、エリアのシンボリックな存在となる宿泊施設

補助内容（※文化庁からの補助）

【対象者】有田町内において主に欧米の文化関心層を対象にし、佐賀県の陶磁器文化が有する本質的価値を体感できる宿泊施設の整備を目的とした古民家改修等に取り組む事業者・団体等

【補助率】原則1／2以内（条件に応じて2／3以内）

【補助上限額】 令和8年度 1,800万円(設計にかかる経費を含むこと)
令和9年度 3,200万円(施工にかかる経費を含むこと)

【採択予定件数】 2件程度

※宿泊単価:1泊5万円以上目安 ※有田町内で古民家・窯元敷地内建物等を改修し、新規開業
※旅行業法に基づく許可を受けた宿泊施設が望ましい

スケジュール概要

【公募】 令和8年5月27日(水)～7月22日(水) ※6/9説明会

【参加表明】 令和8年7月3日(金)

【候補者選定審査】 令和8年7月28日(火)

【パートナー確定審査／最終審査】 令和8年8月26日(水)

【文化庁への共同申請】 令和8年9月上旬(予定)

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

応募者の要件

下記全ての要件を満たすこと

- ① 地方公共団体、民間事業者、観光関連団体(DMO,観光協会等)
※個人事業主は除く
- ② 事業終了後も宿泊施設等を継続して運営する意思がある者
- ③ 地域コーディネーターの伴走支援の受入意思がある者
- ④ 共同申請者として事務・財務・コンプライアンス体制を整備できる者
- ⑤ 文化庁の採択後、宿泊施設整備・運営まで一貫して関与できる者
- ⑥ 本事業の終了後、継続して県へ下記の協力ができる者
 - ・ 宿泊施設の売上/宿泊者数(国籍別)の定期報告
 - ・ インバウンド利用者満足度アンケートの実施
 - ・ 必要な取材対応や事業に係る写真の提供等

※有田町外の事業者・団体等からの応募も可能です

誘客ターゲット

主に欧米を中心とし、地域の伝統文化の発展・継続に寄与する旅に関心が高い文化関心層の中でも、**高付加価値旅行者**

宿泊施設の要件

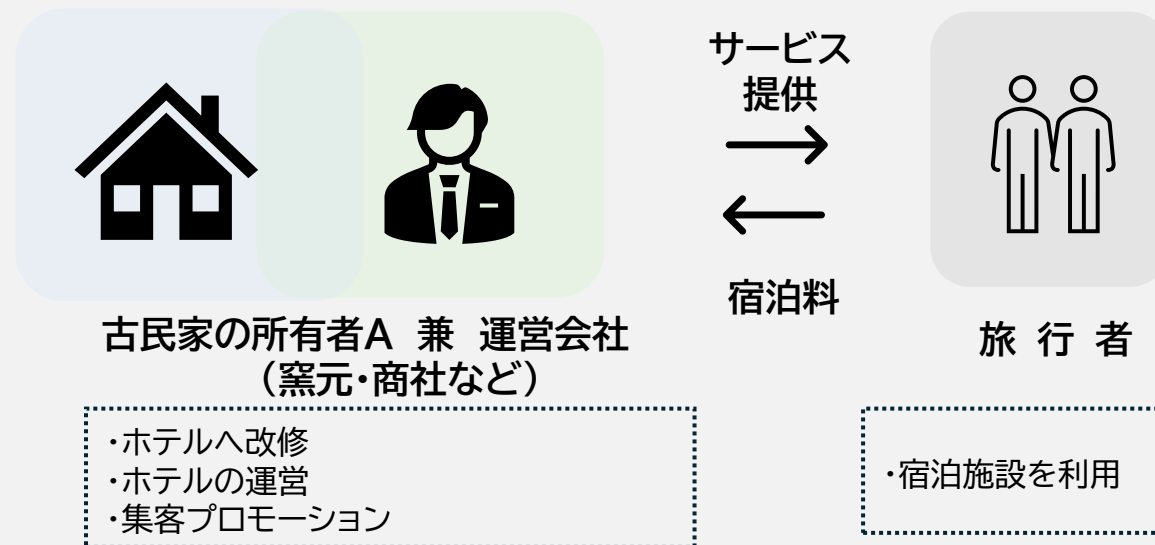
〔共通要件〕

- ① **有田町内**での事業実施
(宿泊施設の**新規開業が前提**、既存宿泊施設の改修は**対象外**)
- ② 主に**欧米を中心とする文化関心層**を対象とした取組
- ③ 旅館業法に基づく許可を受け営業することが望ましい
- ④ **既存施設の改築が対象**であり、建物の**新築・増築は対象外**
- ⑤ 古民家、歴史的建造物、窯元敷地内建築物等を活用し
陶磁器文化の価値や物語を体感できる空間への改修
- ⑥ 宿泊料金については**1人あたり1泊5万円以上**を目安
- ⑦ Wi-Fi環境の整備やキャッシュレス決済の導入、Googleビジネスプロフィールの登録・継続的な更新

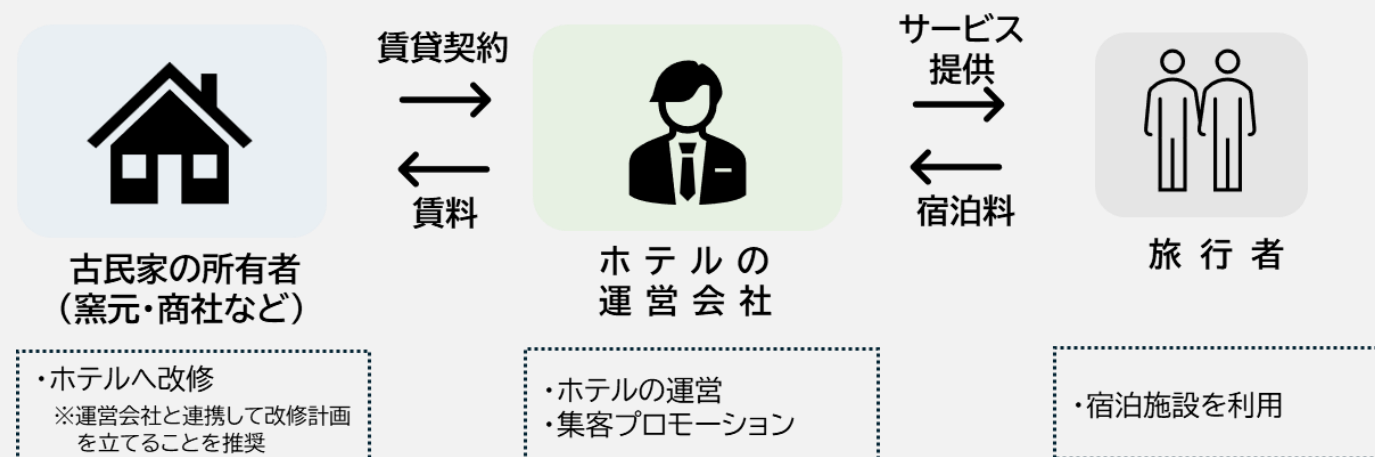
【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

想定される運営のスキーム(案)

①古民家の所有者が自社でホテルを運営



②運営会社が古民家を借り上げてホテルを運営



※古民家の所有者もしくはホテルの運営会社のどちらでも共同申請パートナーへの申請は可能

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

事業の内容

宿泊施設の整備と一体的に、文化体験を据えた取組であること

- ・ 宿泊者が「鑑賞者」にとどまらず、「当事者」として陶磁器文化に主体的に関与できる体験設計になっていること。
- ・ 作り手の思想、制作工程、歴史、暮らしなど陶磁器文化の背景等が理解できる構成・演出ができていること。
- ・ 知的好奇心の高い欧米の文化関心層に耐えうる、解説性、物語性、独自性を備えた滞在・体験内容であること。
- ・ 単なる老朽化対策や機能更新ではなく、滞在価値の向上、高単価、長期滞在化につながる内容が見込まれる内容であること。

（宿泊体験と一体となった文化体験プログラムの例）

- ・ 作家や職人の工房・窯場に滞在し、本人による案内や非公開工房の視察等を通じて、制作の現場に触れながら過ごす文化滞在型宿泊者プログラム
- ・ 宿泊者が自ら選んだ佐賀県の陶磁器を使用し、窯元の歴史や特徴について解説を受けながら体験する飲食・滞在プログラム
- ・ 人間国宝や著名作家の器を用いた食体験を通じ、器と料理の関係性を深く味わうガストロノミープログラム
- ・ 窯元や作家の敷地内建築物を改修し、作品の制作背景や思想を伝えるプレゼンテーション空間を備えた宿泊施設
- ・ 有田焼の工程を一貫して体験できる長期滞在型の制作・滞在プログラム

事業の流れ

- ・ 佐賀県の共同申請者として、佐賀の陶磁器文化を体感できる宿泊施設の整備等に取り組む事業者を選定する。
- ・ 宿泊施設整備にかかる取組は、文化庁による交付決定後に開始するものとし、事業期間は2カ年として、令和8年度は設計まで、令和9年度は施工までを完了させることを前提とする。
- ・ 事業の進行にあたっては、地域コーディネーターから支援を受けながら、最終的に自走できる体制づくりを進める。

スキーム



【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

補助の要件

【補助率】原則、補助対象経費(税抜)の1/2以内

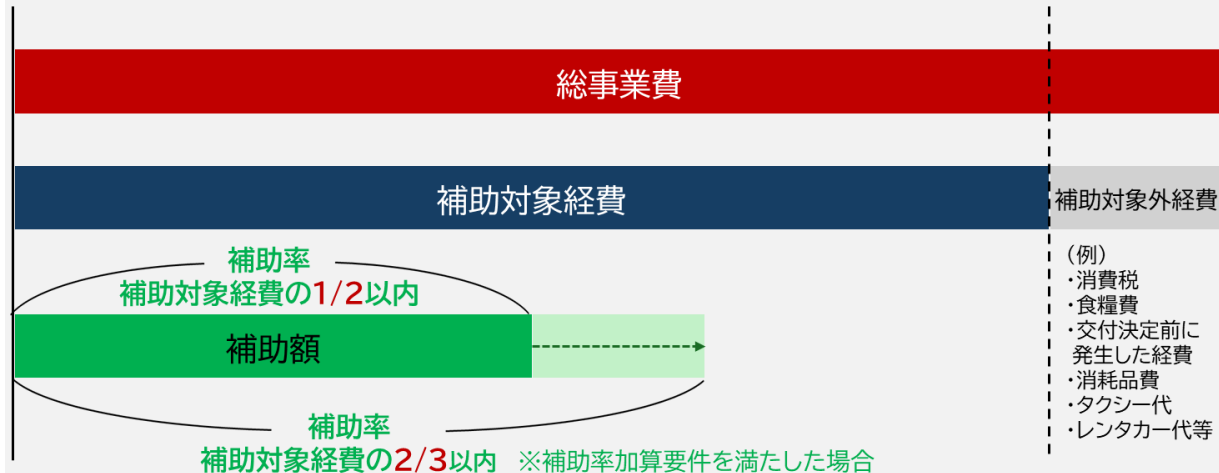
(但し、文化庁の補助条件に応じて2/3まで補助率の加算を行うことが可能)

【補助上限額】令和8年度 1,800万円(設計にかかる経費を含むこと)

令和9年度 3,200万円(施工にかかる経費を含むこと)

【補助対象期間】文化庁の交付決定日から令和9年3月16日まで

【採択予定件数】2件程度



補助上限額:1,800万円(令和8年度)

補助対象経費

1. **宿泊施設の整備・文化体験の提供に必要な施設改修等に経費**
施設改修に係る設計、工事監理、建設工事、内装工事
展示用・案内・解説設備、電気・衛星・給排水設備、
滞在の快適性・利便向上に資する付帯・管理設備、安全確保の
ための防災設備整備、文化観光利活用のための廃屋撤去
2. **宿泊体験と一体となった文化体験プログラム造成に係る経費**
プログラムの企画開発、市場動向調査、ターゲット顧客分析
専門家からの助言、人材の確保・育成モニターツアー開催、
販路基盤に係るOTA掲載や旅行会社等への営業など
3. **宿泊・文化体験の受入環境整備に係る経費**
多言語対応、Wi-Fi整備、キャッシュレス決済環境整備
トイレの様式化等受入環境改善、手ぶら観光、海外発送対応
4. **高付加価値な宿泊・文化体験の販売・発信基盤整備に係る経費**
写真・動画・パンフレット等に必要な素材作成、自社サイトの
構築・改修等の情報発信、旅行会社・DMC向けファムトリップ

【留意事項】

総事業費に対して、令和8年度中に宿泊・文化体験からの売上が上回った場合、
上回った利益分については、補助額から減額する。

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

補助対象経費

【留意事項】

<重要>

令和8年度中に宿泊施設改修に係る設計を完了させ、令和9年度中に施工を完了させることが条件です。

<宿泊費について>

事業の実施に本当に必要な場合のみ補助対象となります。

佐賀県内での宿泊費は1泊11,000円が上限です。

<備品費について>

本事業に必要な機械や備品の購入費・修繕費が対象となります。

- ・原則として、5万円以上かつ耐用年数3年以上の備品が対象
- ・税抜50万円以上の備品を購入した場合は、財産取得管理台帳への登録が必要

※取得財産の管理について

・本補助金を財源として取得・効用が増加した財産(建物、設備、備品等)のうち、税抜50万円以上のものは、一定期間、処分に制限がかかります。

(目的外使用・譲渡・担保提供・廃棄等)

承認を得ずに処分した場合、返還命令の対象となります。

補助対象外経費

- ・事業と直接関係のない経費
- ・文化庁の交付決定前に支出された経費
- ・消費税(※)
- ・食糧費(弁当、飲料など)
- ・消耗品費(PC・机・椅子等)
- ・交通費の特別料金(グリーン料金等)・タクシー・レンタカー・ガソリン代等
- ・不動産関係費(購入費・賃借料・安全策等の整備費等)
- ・事業者が通常負担すべき経費
(常勤職員の人件費、事務所経費、光熱水費、通信費、機器借料、維持管理費、ドメイン取得・サーバー維持管理費 等)
- ・受益者負担とすべき経費(参加者用教材、材料費、景品・割引等)
- ・一過性で継続効果が見込めない広告等
- ・地域性が乏しい取組
- ・応募手続きに要する経費(通信費、旅費など)

※免税事業者や簡易課税事業者等など、一定条件を満たせば、消費税を含めて補助額を算定できる場合があります。

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

今後のスケジュール

募集期間	令和8年5月27日(水曜日)～令和8年7月22日(水曜日)
説明会参加申込	令和8年6月8日(月曜日)正午まで
説明会開催	令和8年6月9日(火曜日)16:00～17:30
事業に対する 質問・相談	募集期間終了まで随時受付 ※電子メールにて問い合わせ
参加表明書の 提出期限	令和8年7月3日(金曜日)午後5時まで
パートナー候補者選定 申請書の提出期限	令和8年7月22日(水曜日)午後5時まで
パートナー候補者選 審査会(現地視察含む)	令和8年7月28日(火曜日) ※時間帯は個別に通知
パートナー候補者確定 結果通知	令和8年7月30日(木曜日)予定 ※電子メールにて通知
パートナー確定審査用 申請書の提出期限	令和8年8月21日(金曜日)午後5時まで
パートナー確定審査会 (プレゼンテーション)	令和8年8月26日(水曜日) ※時間帯は個別に通知
パートナー確定 結果通知	令和8年8月28日(金曜日)予定 ※電子メールにて通知
文化庁への共同申請	令和8年9月上旬予定 ※個別に通知
(参考) 文化庁交付決定後の 事業期間	文化庁交付決定の日から令和9年3月16日(火曜日)まで

提出書類

【参加申込】 締切期限:令和8年7月3日(金曜日)午後5時まで		
① 参加表明書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2号) ※応募意思のある方は、必ず提出してください。 県から個別にヒアリングをさせていただきます。		持参または郵送 及び電子メール で送付
【パートナー候補者】 締切期限:令和8年7月22日(火曜日)午後5時まで		
① パートナー候補者用申請書(様式第3号)		各10部ずつ 持参または郵送
② 申請者の概要(任意様式)		併せて資料一 式をPDFで電 子メールで送付
③ 申請者の定款又は類する規約・構成員名簿(任意様式)		
④ 損益計算書又は正味財産増減計算書及び賃借対照表 (令和5-7年度)		
※見積書や設計図等参考資料があれば提出すること		
【パートナー確定】締切期限:令和8年8月21日(金曜日)午後5時まで		
① パートナー確定審査用申請書(様式第4号)		各10部ずつ 持参または郵送
② 損益計算書又は正味財産増減計算書及び賃借対照表 (令和5-7年度)		
③ 消費税処理例外対応宣誓書(様式第5号)		併せて資料一 式をPDFで電 子メールで送付
④ 見積書の写し		
⑤ 仕様書		
⑥ 設計図、位置図、その他内容を補足するための参考資料		

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

申請書の記載事項

候補者選定審査で候補者を選定後、審査員・地域コーディネーターからの助言や伴走支援を受けて計画をブラッシュアップし、最終審査でパートナーを決定。その後、県と 共同で文化庁へ申請し、文化庁から採択された場合に、事業を開始する。

①参加表明（7/3㍻）

1. 申請者の概要
2. 事業名
3. 整備予定の宿泊施設の住所
4. 運営者について
5. 営業形態（一棟貸し・客室貸し・分散型など）
6. 宿泊金額の想定額
7. 事業内容
（コンセプトやどんな宿泊・文化体験を提供するか）
8. R8／R9の事業費（見込）

※②および③の評価基準は次頁のとおり

②パートナー候補者選定（7/22㍻）

1. 申請者の概要
2. 事業名
3. 整備予定の宿泊施設の住所
4. 運営者について
5. 宿泊施設の種類（旅館・ホテル／簡易宿所など）
6. 営業形態（一棟貸し・客室貸し・分散型など）
7. 食事の提供（素泊まり・朝食付き・1泊2食）
8. 年間施設利用人数
9. 年間売上想定額
10. 客室数
11. 間取り図
12. 事業内容
（コンセプトやどんな宿泊・文化体験を提供するか）
13. 事業スケジュール
14. R8／R9の事業費（見込）
15. 整備の内容（ハード・ソフト別）
16. 必要資金の調達方法
17. 業務実施体制
18. 地域コーディネーターへの相談内容

約2件
選定

③パートナー確定審査（8/21㍻）

1. 申請者の概要
2. 事業名
3. 整備予定の宿泊施設の住所
4. 運営者について
5. 宿泊施設の種類（旅館・ホテル／簡易宿所など）
6. 営業形態（一棟貸し・客室貸し・分散型など）
7. 年間施設利用人数
8. 年間売上想定額
9. うち申請者の年間収益想定額
10. 予約受付方法
11. 集客方法
12. 客室数
13. 間取り図
14. 事業内容
（コンセプトやどんな宿泊・文化体験を提供するか）
15. 事業スケジュール
16. R8／R9の事業費（見込）
17. 必要資金の調達方法
18. 業務実施体制
19. 補助金で取得した取得財産の管理同意書

約2件
確定

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

審査基準

1回目の審査は、コンセプトとの適合性や、事業内容(建物や文化体験)の将来性を重視して評価をする。
2回目(最終)の審査は、収益性や継続性、計画を確実に実行できるかを重視して評価する。

①パートナー候補者選定(7/28)現地審査あり

審査基準		配点
コンセプトとの適合性	【ホテルコンセプトとの適合性】 ARITA Aritisan Hotel (アリタアルチザンホテル)のコンセプトに則り、『作り手の思想や作陶の工程、歴史、暮らしといった背景が理解』できる内容となっているか	35
	【地域連携・ブランドの波及性】 作家や窯元などの作り手や地域の文化資源と連携することで周辺地域のものづくりに良い影響を与え、ARITA 全体のブランド向上につながる、エリアのシンボリックな存在となる宿泊施設となっているか	
	【コンセプトの独自性・ターゲットの適合性】 宿のコンセプトが明確であり、ターゲット(主に欧米を中心とする文化関心層の中でも高付加価値旅行者)のニーズをふまえた、独自性の高い宿泊・文化体験を提供できるか	
	【再訪に繋がる仕組み】 宿泊者の再訪につながる仕組みや体験の継続的な深化が想定されており、長期的な関係構築や価値の積み上げが期待できる内容となっているか	
収益性および持続可能性	ターゲットや体験内容に合った適切な単価設定となっており、施設利用人数や売上の見込みが現実的で、継続して運営できることが可能な内容となっているか	10
文化体験の質	宿泊と一体となった体験設計になっており、宿泊者が「鑑賞者」ではなく「当事者」として陶磁器文化に主体的に関与しながら、陶磁器文化の背景や文脈を深く理解できる物語性・解説性・独自性を備えているか	25
施設整備の質	地域の文脈を有する既存建築物の活用方針が明確であり、ターゲット(主に欧米を中心とする文化関心層の中でも高付加価値旅行者)のニーズをふまえた快適性を備えつつ、陶磁器文化の価値や物語を体感できる空間となっているか	20
業務遂行の確実性	【事業計画の確実性】 事業スケジュールについて、無理のない計画で令和8年度に設計、令和9年度に施工を完了できる見込みがあり、経費についても妥当な内容となっているか	10
	【業務体制】 適切な業務体制及び人員確保がなされており、役割が明確化され、円滑かつ安定的に業務遂行できる体制と判断できるか	
100点		

②パートナー確定審査(8/26審査)現地審査なし

審査基準		配点
指摘事項を踏まえた提案の改善・充実度	候補者選定審査における指摘や地域コーディネーターによる助言事項をふまえ、提案内容が適切に見直され、具体性や完成度が向上した内容となっているか。	15
コンセプトの適合性	【ホテルコンセプトとの適合性およびその完成度】 ARITA Aritisan Hotel (アリタアルチザンホテル)のコンセプトに則り、『作り手の思想や作陶の工程、歴史、暮らしといった背景が理解』できる内容となっているとともに、地域の文化資源との連携やブランド向上への寄与、高付加価値旅行者に適した独自性のある取組として十分に磨き込まれているか。	15
収益性および持続可能性	【コンセプトの独自性・ターゲットの適合性】 ターゲットや体験内容に応じた適切な単価設定のもと、稼働率や売上の見込みが現実的であり、長期的に継続して運営できる事業として成立しているか 【誘客力および集客手法の有効性】 目的地として人を引きつける魅力ある体験設計に加え、予約受付や広報・集客の工夫がなされており、安定した集客が見込める内容となっているか	20
文化体験の質	宿泊と一体となった体験設計になっており、宿泊者が「鑑賞者」ではなく「当事者」として主体的に関与しながら、陶磁器文化の背景や文脈を深く理解できる物語性・解説性・独自性を備え、その内容が実際に提供可能な形で具体化されているか	15
施設整備の質	地域の文脈を有する既存建築物の活用方針が明確であり、ターゲット(主に欧米を中心とする文化関心層の中でも高付加価値旅行者)のニーズを踏まえた快適性を備えつつ、陶磁器文化の価値や物語を体感できる空間として、設計内容や整備方針が具体的かつ完成度高く示されているか	15
業務遂行の確実性	【事業計画の確実性】 事業スケジュールが現実的で、令和8年度の設計および令和9年度の施工を確実に完了できる見込みがあり、見積内容や事業費も含めて妥当であるとともに、必要な資金が適切に調達される見通しが立っており、実行可能性の高い計画となっているか。	20
	【業務体制】 運営体制も含め、事業を円滑かつ安定的に推進できる体制や人員が確保され、役割分担や責任体制が明確であるとともに、継続的に運営できる組織基盤が整っているか。	
100点		

【概要】「宿泊施設整備事業」共同申請パートナー募集要項

その他留意事項

- ・事業実施にあたっては、必ず**文化庁のACEプログラム要項をご参照**してください。
『令和8(2026)年度(文化資源活用事業費補助金)公募要領』
(※特に補助事業の対象範囲(P.4-6、P.22-26)は必読です)
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/pdf/94326101_01.pdf
- ・本募集で、共同申請パートナーとして選定されても、文化庁の補助事業に必ず採択されるとは限らないことにご留意ください。
また、採択された場合でも、申請金額のとおりに交付決定されるとは限らないことにご留意ください。
- ・採択された場合、**本補助金専用の口座を開設すること。また、原則、支払いは銀行振り込みとすること。**
- ・また、文化庁及び文化庁が設置するACEプログラム事務局との面談や指示、視察の受入れ、精算にかかる証拠書類の提出など、募集要項に定めがない事項等も含め、適切な対応をお願いします。
- ・本補助事業に係る収入及び支出を明らかにした**帳簿の作成**が必須です。
事業終了後に、文化庁へ写しを提出する必要があるため、**仕様書、見積書、契約書、納品書(実績報告書)検査調書、請求書、領収書(もしくは支払先の入金記録等)**はまとめて保管してください。
- ・会計書類は、補助事業の完了年度の翌年度から**5年間保存**が必要です。

提出先・お問い合わせ先

【担当窓口】

佐賀県 地域交流部 文化・観光局 観光課
グローバル文化観光推進担当 岩根・兼武・伏原

【住所】

〒840-8570 佐賀市城内一丁目1-59

【メール】

kankou@pref.saga.lg.jp

【電話番号】

0952-25-7386

<質問・相談について>

募集期間中は、いつでも質問・相談を受け付けています。

ご不明な点がある場合は、まず、上記のメールアドレスへご連絡下さい。

その際、メールの件名は「【質問】ARITA宿泊整備事業(社名)」とし、本文に ①担当者の役職・氏名、②電話番号、③質問または相談内容を記載してください。